

「未然防止活動推進指導 指定制度」 (平成 22 年度改正)

岡崎労働基準監督署 西尾支署

1 制定の目的

「未然防止活動推進指導 指定制度」は、支署が「労働災害未然防止 にしお運動」の一環として実施するものです。本制度の推進をもって、未然防止活動、特にリスクアセスメントの普及促進を図り、ひいては、西尾・幡豆地域における労働災害、特に重とくな災害の未然防止を目指します。

2 対象事業場

労働者数100人以上で、製造業その他、リスクアセスメントを行うべき業種*の事業場

*労働安全衛生法第28条の2で規定された業種

3 推進方法

- (1) 支署より計画的に対象事業場に出向き、個別指導を実施します。
- (2) 個別指導の結果を踏まえて、改善すべき事項などを指示します。また、概ね 6 カ月の期間、報告等を求め、改善の進捗状況を確認します。
- (3) (2)の進捗状況を踏まえ、必要な場合には、「未然防止活動推進指導指定事業場」に指定します。指定を行った事業場に対しては、引き続き必要な指導を行います。

4 指定の基準等

支署で行う個別指導における重点事項は、次のとおりです。

これらの事項に鑑み、必要と認められる場合には、「未然防止活動推進指導指定事業場」に指定します。

■ 重点事項

- (1) リスクアセスメント等の実施体制が明確となっていること。
- (2) 現存する自動機械に係るリスクアセスメントについて
現存する自動機械について、リスクの概念を正しく取り入れ、リスクアセスメントを行っていること。
※導入間もない事業場では、1ライン程度についてトライした状態で結構です。
- (3) 自動機械を新設する際の体制について
 - ① 自動機械発注前に、担当する部署において、リスクの概念を正しく取り入れ、当該自動機械についてのリスクアセスメントを実施する体制が確立していること。
 - ② リスクアセスメント等について、計画段階から設置・稼働まで、関係部署による役割が明確になっていること。
 - ③ 本質安全化(導入する自動機械の駆動力低減や駆動エネルギーの低減等を行うことにより、防護不要レベルまでリスクを低減する方策を含みます。)の必要性が理解されていること。
- (4) 自動機械に関する安全衛生基準(個別の仕様基準ではありません。)等が設けられており、トップポリシーに基づく決定が行われていること。
- (5) リスクアセスメントと従来の安全衛生活動(KY、ヒヤリハット、改善提案等)との関係が整理されていること。